

食品表示が変わりました!

～ 正しく知って、正しく表示 ～

平成27年4月、JAS法、食品衛生法及び健康増進法の3つの法律の食品表示に係る規定が一元化され、食品表示法が施行されました。経過措置期間が終了する2020年3月31日までに、府内の食品関連事業者の皆さまに同法に基づく表示を適正にしていだけるよう、食品表示講習会を開催します。ぜひ御参加ください。

京都府内で
食品を製造・販売
している方へ

南部会場

日時 平成30年
10月18日(木)
14:00～16:00
(受付開始13:30～)

場所 京都市男女共同参画センター
ウィングス京都 2階
イベントホール
住所 京都市中京区東洞院通六角下る
御射山町262番地

※地下鉄烏丸御池駅(5番出口)または地下鉄四条駅
阪急烏丸駅(20番出口)下車徒歩約5分
※駐車場がありませんので、公共交通機関をご利用下さい。

要事前申込
各会場 100名
★参加費無料★

北部会場

日時 平成30年
10月19日(金)
14:00～16:00
(受付開始13:30～)

場所 市民交流プラザふくちやま
市民交流スペース
住所 京都府福知山市駅前町400
番地

※JR福知山駅から駅北側出口徒歩1分
※駐車場に限りがありますので、公共交通機関を
ご利用下さい。

内容 ※プログラムについては、一部変更して実施する場合があります

京都府
広報キャラクター
まゆまる



① 食品表示法について

(1) 食品表示法の制度、品質事項について
(講師：京都府・京都市職員)

食品表示制度の概要や原料原産地表示などについて解説します。

(2) 衛生事項について
(講師：京都府・京都市職員)

添加物、アレルギー表示などについて、分かりやすく解説します。

(3) 保健事項について
(講師：消費者庁食品表示企画課職員)

栄養成分表示の義務化に伴い、どのように表示をしたらよいのかを消費者庁から講師をお招きし、詳しく解説していただきます。

② 質疑応答